

厚生労働省  
岐阜労働局発表  
平成21年9月18日

担当者	職業安定部 課長 監察官 電話	職業安定課 細江和章 堤満 058-263-5519
-----	--------------------------	-------------------------------------

## 関公共職業安定所における個人情報の漏えいについて

岐阜労働局（局長 矢部憲一）は、関公共職業安定所（所長 村木宜弘）における個人情報の漏えい事案について、下記のとおり、事実関係を確認し、必要な措置を講じることとしましたので、概要をお知らせします。

### 1 概要

関公共職業安定所（以下「関所」という。）において、X事業所に勤務する労働者Aさんの「育児休業者職場復帰給付金支給決定通知書」（以下「通知書」という。）をY事業所に誤送付したものの。

通知書には、氏名、性別、生年月日、住所、被保険者番号、振込先金融機関、口座番号、支給金額等が記載されている。

育児休業者職場復帰給付金とは、育児休業を取得し、育児休業基本給付金の支給を受けた雇用保険被保険者が、育児休業を終了した後、引き続き6か月雇用された場合に支給されるもの。

### 2 事実経過

- (1) 平成21年8月28日（金）、X事業所から労働者Aさん他の育児休業者職場復帰給付金支給申請書等が提出された。
- (2) 9月7日（月）、Y事業所から同事業所に勤務する労働者の育児休業基本給付金支給申請書が提出された。
- (3) 9月8日（火）、X及びY事業所分の通知書等を交付するため、それぞれの事業所あての封筒に通知書等を入れ、郵送した。
- (4) 9月11日（金）、Y事業所から同事業所に関係のないAさんの通知書が誤送付された旨、関所の窓口申し出があり、個人情報漏えいしたことが判明した。  
その場で、通知書を回収し、謝罪を行い、了解を得た。
- (5) 同日、所長と係長がX事業所を訪問し、事務担当者及びAさんに通知書を手渡すとともに、経過説明と謝罪を行い、了解を得た。

### 3 再発防止策

- (1) 関所においては、9月11日（金）、所長から幹部職員と関係職員に対し、漏えいの発生について、緊急の連絡・指示を行うとともに、9月14日（月）所長から、今回の個人情報漏えい事案発生の経緯と問題点について、全職員に説明し、再発防止に向けて、事案の重大性と個人情報の管理の徹底について、意識の喚起を図った。
- (2) 岐阜労働局においては、  
9月14日（月）の署・所長会議及び所長会議において、今回の事案の経過及

び個人情報保護の重要性等を局全体に周知し、個人情報の適正な管理と再発防止の徹底を指示した。

9月15日（火）岐阜労働局職業安定部長が関所に赴き、全職員に対し、個人情報の適正な管理と再発防止の再徹底について指示した。

9月16日（水）岐阜労働局企画室長が関所に赴き、関係職員に対し、再発防止に係る特別研修を実施した。